

アスベスト対策ワーキンググループ委員からのご意見

- 平成 18 年の建築基準法改正により、建築物の通常利用時におけるアスベスト対策がなされている一方で、稼働中の煙突(学校、公民館、温泉旅館などのボイラー)の点検清掃などによって、周囲の空間へのアスベストの飛散も懸念される。昨年の建築基準法改正により、衛生上有害となるおそれのある建築物に対する指導・助言の規定が整備されたことも踏まえて、こうした煙突が設置されている建物への行政指導を積極的に推進してはどうか。
- 次のような点について、建築物石綿含有建材調査者の講習テキストや、一般に普及している「目で見えるアスベスト建材」において、新たに記載するなどの周知を図ってはどうか。
 - ・ 吹付けアスベスト等の「露出」については、目で見える部分のみを対象と考えている人もいるが、空調経路の内部に使用されている場合や、天井裏に使用されていて照明等のすきまなどがある場合に、空調の作動や空気の移動によってアスベストが室内に流入するため、本来は露出と捉えて対応すべき。
 - ・ 吹付けアスベスト等の囲い込みや封じ込めは、地震時には飛散する可能性があることや、建物解体時には除去のコストが生じることを考えると、あくまでも次善の対策・応急的な対策でしかないことから、平時において「除去」を原則として対応するよう、建物所有者に注意喚起すべき。
- アスベスト調査台帳を整備し、厚生労働省や環境省の所管部局とも建物情報の共有を図ることとして、効率的な石綿障害予防規則・大気汚染防止法などの施策の実施を進めるようにしてはどうか。さらに、台帳に記載する物件については、「除去・封じ込め・囲い込み」の別を記載し、調査における建築物石綿含有建材調査者の関与の有無を記載することを地方公共団体に促し、地震時における被害防止などの対策に有効活用できるようにしてはどうか。
- 建築物石綿含有建材調査者について、厚生労働省・環境省と連携して解体・改修現場でも利用できる制度となったことは良いが、もともと平時の調査を推進するという目的を有していたことも踏まえて、今後の資格者数の動向や業務内容を継続的に調査し、調査業務との関与のあり方を把握した上で、調査者制度の次の展開について検討してはどうか。
- アスベスト改修事業については、補助制度が整備されていない地方公共団体もあるため、地域格差が生じないよう、事業を利用したい人が利用できるように取組みを進めてほしい。
- これまでの調査結果等から、小規模建築物についても一定程度吹付けアスベスト等が使用されていることが判明しており、また、それらの建物は建築後相当期間が経過していることから、老朽化等により飛散のおそれも高まっていると考えられるため、地方公共団体は、既存建築物に施工された吹付けアスベストの実態調査や除去等に係る対策を継続することが重要である。